

ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

令和2年度
境警察署管内における
野焼き検挙件数
4件

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

- ① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)
- ② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)



④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※廃ビニールの焼却は不可

※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号19ページへ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
(落ち葉たき等)
※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

お問い合わせ
生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

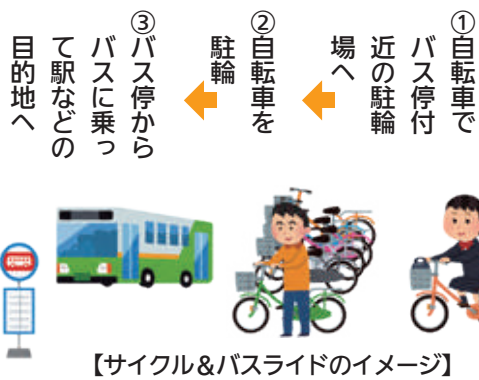
五霞町コミュニティ交通 ごかりん号からのお知らせ

■ごかりん号専用駐輪場をご利用ください

町では、公共交通の利便性向上や環境に配慮し、「サイクル&バスライド」を推進し、バス停付近に無料駐輪場を開設しています。

「サイクル&バスライド」とは、家からバス停まで自転車で行き、バス停近くの駐輪場に自転車を置いてからバスで目的地へ向かう、自転車とバスを使った移動方法の一つです。

通勤・通学や買い物など様々な日常の移動手段として、ごかりん号を利用される際、駐輪場をご利用ください。



【サイクル&バスライドのイメージ】

■サイクル&バスライド 無料駐輪場

- ・五霞町役場
- ・保健センター
- ・ふれあいセンター
- ・山王生活改善センター
- ・江川天満宮
- ・江川本村バス停
- ・地域安全センター(原宿台)
- ・冬木農村集落センター
- ・三嶋神社(元栗橋)
- ・中央公民館
- ・消防詰所前(幸主)



【こちらの看板が目印となります】

※駐輪場での盗難や事故等は、利用者の責任において防止に努めてください。

お問い合わせ
生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)